一般教育訓練明示書

講座の名称	長谷川カレッジ介護福祉士実務者研修(介護職員初任者研修修了者)								
実施方法	① 通学 (昼間 ・ 夜間 ・ 土日) ② 通信 スクーリング(回数 7回)								
指定講座番号(15桁)	3720040			1620	0052		_	0	
講座の創設年月日 平成28年5月1日	講座の指定期間		過去 一 年の講 座実績	入講者数	(累積)	(2人)	修了	'者数	(2人)
訓練期間				総 訓	川練時	問			332時間
1. 教育訓練目標		1965 1971	/II /I/X FI	lei			00Z#(J H]		
1. 教育訓練日保									
①取得目標とする資格の名称、目標レベル			実務者研修						
②①に係る資格・試験等の実施機関名称			厚生労働省						
③当該資格等を取得するための要件または受験資格 等			介護職員初任者研修修了者						
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されておいる業界と活用状況			リーダーやより高いレベルのケアスタッフ・サービス提供責任者として、特別養護老人ホーム・老人保健施設・グループホーム・訪問介護事業所・通所介護事業所など介護業界で広く活用されている。						
2. 教育訓練の内容									
教 科 (カリキュラム)			時間	使用教材名					
社会の理解 Ⅱ			30	第1巻 人間の尊厳と自立/社会の理解Ⅰ・Ⅱ					
介護の基本Ⅱ			20	第2巻 介護の基本Ⅰ・Ⅱ					
コミュニケーション技術			20	第3巻 コミュニケーション技術					
介護過程Ⅱ			25	第5巻 介護過程Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ					
介護過程Ⅲ(面接授業)			45	第5巻 介護過程Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ					
こころとからだのしくみ II			60	第6巻 こころとからだのしくみ Ⅰ・Ⅱ					
発達と老化の理解 Ⅰ・Ⅱ			30	第7巻 発達と老化の理解Ⅰ・Ⅱ/認知症の理解Ⅰ・Ⅱ					
認知症の理解Ⅱ			20	第7巻 発達と老化の理解 Ⅰ・Ⅱ /認知症の理解 Ⅰ・Ⅱ					
障害の理解 Ⅱ			20	第8巻 障害	害の理解	¥Ι•Π			
医療的ケア			50	第9巻 医療	寮的ケア	•			
医療的ケア(面接授業)			12	第9巻 医療	寮的ケア	•			
3. 受講者となるための要件(この講座を受講するために必要とされている条件など)									
①受講するに当たって必要な実務経験等実務経験は必要ない									
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・ 技能・知識等の内容及びその水準			職員初任者	研修修了者	-				
③その他									

般教育訓練明示書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況								
(1)資格取得状況								
① 昨年度内の受講修		2	人					
② ①のうち目標資格	の受験者数	2	人	受験率(②/①) 100.0		%		
③ ②のうち合格者数	·	2	人	合格率(③/②)	100.0	%		
④ 上記②・③の回答	者数	2	人					
(2)受講修了者による	。講座の評価等							
① 回答者総数				2 人				
	1 正社員	正社員				業者計		
② 受講開始時の就	2 非正社員、派遣社員	2 非正社員、派遣社員				未行口		
業状況等	3 その他の就業(自営業等)			0 人	┦ _[2人		
	4 非就業			0 人	②B:非勍	業者計		
	1 処遇の向上(昇進、昇格、資	格手当等)に役立つ		2 人				
	2 配置転換等により希望の業績	務に従事できる		0 人]			
	3 社内外の評価が高まる			0 人	3の回答			
③ 就業中の受講者 による講座の評価	4 円滑な転職に役立つ			0 人	┧ ※②Aと同数 」	((又はそ れ以下)		
このの明/エッロー	5 趣味・教養に役立つ			0 人	1	1		
	6 その他の効果			0 人				
	7 特に効果はない			0 人		2人		
	1 早期に就職できる			0 人]			
	2 希望の職種・業界で就職でき	 <u>き</u> る		0 人	 ④の回答数	r 스 計		
④ 就業していない	3 より良い条件(賃金等)で就理	 職できる		0 人	※②Bと同数	(又はそ		
受講者による講座の 評価	4 趣味・教養に役立つ	·		0 人	れ以下)			
D 1 IIII.	5 その他の効果		0 人	1				
Ī	6 特に効果はない			0 人	j	0人		
	1 受講中又は受講修了後3か	月以内に就職した		0 人	⑤の回答数	为合計		
⑤ 受講者の就業状	2 受講修了後3~6か月以内に	こ就職した		0 人	- 300回音象 - ※②Bと同数 - れ以下)	(又はそ		
況	3 受講修了後6~12か月以内	3 受講修了後6~12か月以内に就職した						
[4 就職していない	4 就職していない				0人		
	1 大変満足			1 人	6の回答数			
	2 おおむね満足			1 人	┨ ※①と同数(又 <u>以下)</u>	はてれ		
⑥ 講座の全体評価	3 どちらとも言えない			0 人	 }	2人		
	4 やや不満			0 人				
	5 大いに不満			0 人	IJ			
の処遇改善の状況、一	り修了後の状況(就職等の状況、 一定期間内でのキャリアアップ成身	果やその事例、在籍・採				変化等		
講座の内容は満足いく	くものであり、勤務先で処遇の向上	とに役立っている。						
5. 教育訓練の受講(による効果の把握及び測定の方法	 去並びにそのレベルを受	₫講者	 に対して明らかに	するための具体的	 内な方法		
1に掲げた教育訓練目	目標に対する技能・知識のレベル	・課題の採点に基づき、						
到達度の把握・測定方	i法	合格するまで再提出を繰り返す。						
	・面接授業の全てに出席し、介護過程皿でABC評価でB以上、医療的ケアでアイウの3段階で評価を行い最終的にアの評価を受け、認定基							
	1	準を満たした者。認定基準に満たない者は、認定基準を満たすまで補						
(13) 長知 誰 本の担合)		講を行う。						
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場	·所、時期、期間·回数	実施場所:香川県高松市屋島西町1466-1 受講開始3ヶ月目から、月2回程度、計7回行う。						
	・ はの 甘 洪 ナ ボ に		7,12,1		0			

- 修了を認定するための基準並びに修了を認定する時期及びその方法
- ・賦課した課題を全て提出し、認定基準(60点以上)を満たした者。
- ・面接授業の全てに出席し、介護過程ⅢでABC評価でB以上、医療的ケアでアイウの3段階で評価を行い最終的にアの評価を 受け、認定基準を満たした者。

・受講態度に問題の無い者。 認定基準に満たない者は、認定基準を満たすまで補講を行う。

一般教育訓練明示書

7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法									
			個別学習の際の質問を郵送やFAXで受付け、担当教員等が回答する。 課題の提出が滞っている者については学習相談に応じる。						
(2)受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例:資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)			受験情報・資格関連の求人情報を提供する。						
8. その他の事項									
指 定 教 育 訓 練 実 施 者 名 及 び 代 表 者 名		株式会社ケアサービス長谷川		(代表者名:代表取締役	植村輝久)				
住所及び連絡先		香川県高松市築地町8-17		TEL 087-851-2916					
施設名称及び施	設長名	長谷川カレッジ		(施設長:植村輝久)					
住所及び連絡	先	香川県高松市屋島西町1466-1		TEL 087-813-7615					
給付制度担当部署・者 長谷川カレッジ事務局				(担当者:植村英輝)					
連 絡 先 TEL 087-813-7615			5						
一般教育訓練経費	1. 一般	段教育訓練給付金の対象	まとなる経費 (① +	· ②)	129,000	円			
支払い方法		料(税込額)	坦 ヘ 1 - 1 - 1						
① 一括 払	(※割引・還元措置を実施した: ① 一 括 払 その差引き後の税込額とす				0	円			
②受講料(税込額)					129,000	円			
②分割払		引・還元措置を実施した場合には の差引き後の税込額とすること。)		(うち、必須教材費	12,980	円)			
③両方可能	2. 一般	数育訓練給付金の対象	タ外となる経費 (①	+ 2 + 3 + 4)	0	円			
	1	副読本代(税込額) 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額)			0	円			
	2				0	円			
	3	施設維持費(税込額)		0	円				
	④ その他(法人への寄付金			4、情報誌代)(税込額)	0	円			
	3. 総額	〔(1+2)(税込額)			129,000	円			

〔特記事項〕

教育訓練給付制度の適正な利用に必要となる事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

- (1)一般教育訓練給付の支給対象となる教育訓練経費とは、教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料(最大1年分)に限られます。
- (2)受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額(クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。)も教育訓練経費に含まれるものではありません。
- (3) <u>現金等(有価証券等を含みます。) や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を</u>差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 一般教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、かつ、修了した場合のみ支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、又は修了試験等を受験等した場合には、一般教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあっては、当該教育訓練を修了したものとは認められていませんので、一般教育訓練給付金の支給を受けることはできません。